

## 5. 鋼船規則検査要領 I 編における改正点の解説 (Guidelines for the application of the Finnish-Swedish Ice Class Rules)

### 1. はじめに

2024 年 6 月 27 日付一部改正により改正されている鋼船規則検査要領 I 編中、Guidelines for the application of the Finnish-Swedish Ice Class Rules に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は、2024 年 6 月 27 日から施行されている。

### 2. 改正の背景

本会は Finnish Transport Safety Agency が定める北バルト海のような冬季に結氷する水域での航行に耐える船舶（耐氷船）に関する要件である Finnish-Swedish Ice Class Rules（以下、FSICR）を鋼船規則 I 編 8 章に取り入れており、同庁が定める FSICR の適用に関する指針（Guidelines for the application of the Finnish-Swedish Ice Class Rules, 以下、ガイドライン）の一部を同検査要領に取り入れている。

上記ガイドラインについては、氷海域の航行におけるオペレーションに関する推奨事項及び FSICR に規定される要件の解釈が規定されており、利便性の観点から規則運用に必要な要件を中心に本会規則に取り入れてきた。

このため、必要な要件を規定すべく、上記ガイドラインを参考に関連規定を改めた。

### 3. 改正の内容

主な改正内容は以下のとおりである。

#### (1) I8.1.1 適用関連

検査要領 I 編 I8 においてガイドラインの取扱いが明確になるよう、ガイドラインに規定される要件を適用して差し支えない旨規定した。

#### (2) I8.3.2 肋骨に関する一般規定関連

耐氷帯における補強に関する要件の取扱いについて規定した。I8.3.2-2.に規定する要件は、補強部における肋骨の貫通部に配置されるカラープレート下部と外板との距離に関するものである（図 1 参照）。ガイドラインでは、氷海域を航行する能力により分類される耐氷船階級のうち高階級を取得する船に対し、外板とカラープレート下部との距離  $d$  を 0 としカラープレートを外板に固着させることが推奨され、せん断強度を確保することが求められている。なお、フィンランド・スウェーデン政府より本要件は IA Super 及び IA を対象とする旨意向が確認できたことから、本改正では対象とする階級を明記し取入れを行った。

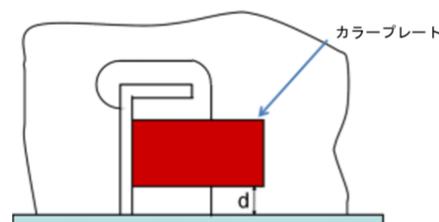


図 1 カラープレートの端部と外板の表面からの距離

I8.3.2-3.では耐氷帯に配置される肋骨の倒れ止めに関する取扱いを明記した。規則 I 編 8.3.2-3.(4)には FSICR に規定される要件を取入れ、例えば船首尾部等の外板に対して傾斜して配置される肋骨（ウェブと外板のなす角が 90 度未満）には、1,300 mm を超えない間隔で倒れ止めを配置する旨規定していた。今回の改正により、ガイドラインの要件を取入れ、肋骨のウェブが外板の法線から 15° の範囲にある場合には、倒れ止めは不要である旨規定した。